

J R 東海労働関西地「申」第11号  
2022年10月14日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 臼井 俊一 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 笹田 伸治

### 「台風15号に於ける大規模障害」に関する申し入れ

9月23日、台風15号の影響で静岡県を中心に甚大な被害が発生した。当日の18時過ぎには静岡県から神奈川県の新幹線沿線上で線状降水帯が発生している事が天気予報で確認されていた。

会社は、そのような状況で新幹線の運行を強行し続け、22時になって運行中止を発表した。折りしも、三連休とあり多くの乗客が乗車した列車があり、駅間の車内に長時間、閉じ込められることになった。また、列車から降りた乗客や駅構内で運行中止の情報を聞いた乗客でも、ホテルの予約も取れずにホームや階段で立ち尽くす多くの姿が見られた。そして、担当する乗務員も途中駅で運休の列車内において1000時間を超える状況で不眠不休の緊張を強いられた。まさに2000年（平成12年）9月11日の東海豪雨の再来的状況であった。

しかしながら、今回の会社の対応で、当日の18時以降、雨雲レーダーで予見できる豪雨に対して、降雨量規制値ギリギリまで運行を続け、結果として乗客に多大なご迷惑をお掛けし、また乗務員の生命に危険を及ぼす状態にまでさせた。会社は、過去の教訓を全く生かすことなく常に安全よりも運行優先の姿勢は変わっていない。

よって下記の通り申し入れるので早急に団体交渉を開催すること。

### 記

1. 今回、雨雲レーダー解析によると18時過ぎには東海道新幹線沿線上空に沿う形で連続して広範囲で線状降水帯が確認されていた。そのような状況にも関わらず運行を継続させ、結果的に22時過ぎに運休が決まった。その判断は、あまりにも遅すぎると考える。運休に至るまでの経過を明らかにし、会社の見解を明らかにすること。
2. 浜松駅において、のぞみ238Aが幅広渡り板を11号車に設置時に、長さが足りず届かなくて6号車に架けることに変更したことが明らかになった。実際、幅広渡り板が届かないのであれば、欠陥商品で問題である。会社の見解を明らかにすること。

3. 今後、台風や豪雨が予測される状況においては、儲け主義や運行優先とせず、乗客・乗務員の安全と生命を第一に考え早い時期に運休を決定すること。
4. 今回、台風15号は、台風14号と同様に、多くの乗務員が職場に待機させられた。その間、労働時間中の携帯電話の使用が認められてないため、家族に安否を知らせる手段がなかった。家族への安否を知らせる手段として、業務用携帯電話の使用を認めること。また、職場のNTT電話の使用を希望した乗務員に対して、使用を認めること。
5. 台風等における通勤時の公共交通機関における計画運休で出勤できない場合は、通勤障害であると考え。この場合、通勤障害を適用しない場合があるのか明らかにすること。
6. 台風等における通勤時の公共交通機関における計画運休で出勤できない場合、会社から前泊の呼出しを慫慂され前泊した場合は、非常呼出し手当を支給すること。
7. 管理者からの呼び出しや慫慂によって出勤したり、職場付近で前泊した場合は、上限を設けず一旦、本人が立て替えた後、掛かった費用を領収書通り支払うこと。
8. 異常時の乗務にあたった乗務員の次勤務は本人の希望を聞き、自宅待機とすること。
9. 台風15号が翌日に接近する事が予測されている中で、当日の勤務終了後、帰宅可能な状態であるにも関わらず、管理者から職場やホテルへの宿泊を指示された社員がいた。この指示（慫慂）は、業務として指示し勤務時間としているのか明らかにすること。また、本人が帰宅可能であるとした場合は、宿泊を強要することがないようにすること。

以上